

石川グリーン・ツーリズム促進特区

都道府県名：

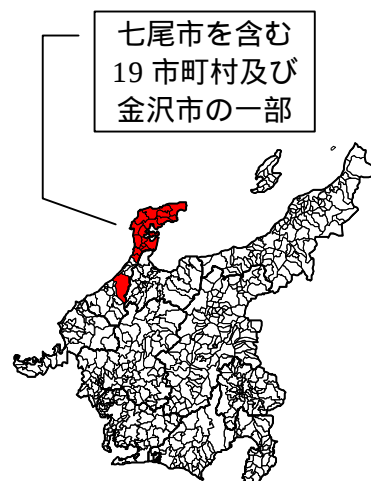
石川県

申請主体名：

石川県

区域の範囲：

七尾市、輪島市、珠洲市及び羽咋市並びに石川県羽咋郡富来町、志雄町、志賀町及び押水町、鹿島郡田鶴浜町、鳥屋町、中島町、鹿島町、能登島町及び鹿西町、鳳至郡穴水町、門前町、能都町及び柳田村並びに珠洲郡内浦町の全域並びに金沢市の区域の一部（中山間地域）



特区の概要：

過疎化、高齢化が進行している中山間地域の農林漁家において、地域資源を活用したグリーン・ツーリズムへの取り組みを推進するため、規制の特例により農家民宿や市民農園の開業・開設を促進し、都市農村交流を活性化させ、中山間地域の活性化を図る。

適用される規制の特例措置：

- ・ 農家民宿における簡易な消防設備等の容認
- ・ 市民農園の開設者の範囲の拡大

